

平成27年第2回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月2日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	9番	船 橋 義 明
副 議 長	5番	田 島 清 美
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総務部長兼技監	奥 村 智 彦
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	那波哲也
教育文化部長兼教育 文化部教育文化課長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
税務課長	森泰人
環境経済課長	平岩敬康
住民課長	加藤順子
建設課長	佐々木正道

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	堀場洋平
主任	三輪哲義

1. 議事日程（第2号）

平成27年6月2日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 諸般の報告について

日程第2 一般質問

○議長（船橋義明君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 諸般の報告について

○議長（船橋義明君） 日程第1、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、平成26年度、27年度の4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、6月1日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会において、役員改選が行われ、船橋義明議長が副会長に就任され、あわせて公益財団法人岐阜県市町村振興協会の評議員にも就任されました。以上です。

○議長（船橋義明君） 以上、御了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（船橋義明君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、教育のICT化についてということであります。

1つ目に、DO-I T J a p a nの積極的活用をどのように考えるか、2つ目が、各教室への電子黒板配置をどのように考えるか、3つ目が、電子教科書への対応を考え児童・生徒への情報端末配備をどのように考えるかの3点について質問いたします。

平成27年第1回定例会一般質問で、障害者差別解消法について取り上げさせていただきました。そこでも紹介させていただきましたが、2015年3月14日に長良川スポーツプラザで行われました岐阜特別支援学校地域支援センター主催の公開講座に参加してきました。

そこでは、東京大学先端科学技術研究センターの近藤武夫先生による「教育における合理的配慮とテクノロジー」についての研修でした。ここでの最大の成果は、障がいは個人の中にあるとする個人モデルから、機能障害のある人の参加を社会環境側が前提としていないことから生じる参加の制限とする社会モデルに移行したという点です。内なるものから社会環境という

外なるものであること。機能障害という点で言えば、高齢者社会を示しているという視点です。カウンターに老眼鏡が置かれているように、機能障害を補うために先端科学技術である情報端末を利用することは、そのまま高齢者施策に活用できる要素が多分に含まれていることを実感いたしました。

その前段として、当町でも国が推し進めているように教育のICT化を機会に施策の方向性を提案していきたいと考えています。

さきに紹介しました東京大学先端科学技術研究センターの近藤先生がかかわっておられるプログラム「DO-I T J a p a n」というものがあります。DはDiversity、多様性、Oは機会、Opportunities、Iはネット接続、Internetworking、Tは技術のTechnologyで、DO-I Tになっています。このプログラムは、障がいや学習困難を克服するために先端科学技術、ICTを活用してそれを克服するプログラムです。昨年度までは小学生・中学生・高校生・大学生の各コースに、全国から10名程度の選抜された応募者を対象に、夏休みなどに東京でスクラークラスと呼ばれる研修が行われていました。今年度からはDO-I T K i d sプログラム、主に小学生が対象となり、多様な障がいを原因として学びの困難を抱える小学生と、その保護者であれば誰でも登録できるアウトリーチ・プログラムに拡大されました。

内容としては、夏季プログラムなどのDO-I T関連イベントでDO-I T K i d s向けに公開される一部のセミナー等に参加することができ、学習を支援するテクノロジーの利用方法や配慮事例、相談の機会、イベント参加に関するメールマガジンを定期的に受け取ることができますとDO-I T J a p a nのホームページに記載されています。費用も交通費のみで参加することができます。修学とともに参加資格ができるので、当町で行われていることばの教室への周知・案内を行い、教育委員会・学校と連携を図り希望が持てるプログラムとして来年度に向けて準備を進めてはどうか、町長と教育長のお考えをお聞かせください。また、教員・ソリューション開発者対象のDO-I T S c h o o lも検討してはどうか、お考えをお聞かせください。

参加されるお子さんへの交通費助成や情報端末購入の補助も検討してはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に、教科書の電子化が検討されています。こうした直接的背景には、昨年6月に政府が閣議決定した規制改革実施計画の中で、教育の情報化の推進に関する制度の見直しを上げ、デジタル教科書・教材の位置づけや、これらに関する教科書検定制度などのあり方について平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うとの提言が引き金となっています。それを踏まえ、教育現場でのICT化が急速に進む可能性が飛躍的に大きくなってきました。

ICT化するメリットを放送大学のの中川教授によると、1番、意欲・関心の拡充、2番、知

識の定着・理解の補完、3番、技能の習得、4番、思考の深化・拡大を上げていますが、動的ツール（動画や共有できる電子コンテンツ）開かれたノートと、静的ツール（旧来の紙と筆記具）閉じたノートの両方が必要であることもお話しされております。

当町でも電子黒板は、平成21年度の国補正予算を活用して各小・中学校へ1台ずつ配備しました。笠松小学校で確認しましたところ、OSがWindows 2000であるとのことで、電子教科書を利用することができません。学校に1台では階段を使って他のフロアへの移動は困難をきわめます。各学年で複数の学級があり、同じように授業が進むことでもあるので、最低でも学年ごとに学級分の配備は必要であると思われます。岐阜市などでは、小・中学校の全教室に既に配備されております。一度に4校へ配備をするのは予算的に難しいかもしれませんが、本年度、まずは小学1年生、中学1年生から始めて順次配備していく方向ではどうでしょうか。また、同時に情報端末の児童・生徒への配備も検討してはどうでしょうか。これらの配備は特別支援教育を最優先に捉えるべきだと思いますが、それらについて教育長と町長のお考えをお聞かせください。

また、DO-I T J a p a nのところでも触れたように、機能障害という点では高齢者社会を示しているという点がとても重要な点です。先ほども言ったように、カウンターに老眼鏡が置かれているように、機能障害を補うために先端科学技術である情報端末を活用するという考え方をすると、教育委員会だけ、学事だけ、福祉だけと考えずに、教育現場のI C T化を取りかかりに全体を見渡す必要があると考えます。町職員・教員のスキルアップ、地域振興公社での対応等を考慮に入れ、今回の教育I C T化についてはどのような体制で推進していくお考えか、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 川島功士議員に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。まず第1点目の教育のI C T化についての御質問であります。その中の第1点で、DO-I T S c h o o l も検討してはどうかという御質問であります。小学校の入学前の保護者の方々から、障がいがあってもできる限り集団生活の中で学ばせたいという声をよく耳にしているところであり、町と教育委員会が連携しながら特別支援員の配置や、あるいは通級指導教室の開設などの対応を図らせていただいているところであります。

しかしながら、障がいについては多種多様であることから、いわゆるDO-I T J a p a nが展開しているI C Tを活用して障がいや学習困難等を克服していくプログラムは、障がいのあるお子さんが今後進学や社会人へと成長していく過程の中で、これはとてもすばらしいプログラムではないかと考えています。このDO-I T J a p a nのプログラムについては、

今後不安を抱えておられる保護者の皆さんに対して、学校または教育委員会と連携しながら情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、学校、あるいは教員を支援していくDO-I T S c h o o lにつきましても、これは配慮のある教育環境の実現を目指して展開されるものであり、この取り組みについては教育委員会と協議をして特別支援教育の充実につながっていくものであるという確認ができた場合には、その活用方法について研究をしてまいりたいと思っております。

その次に、DO-I T J a p a nの利用の中で参加されるお子さんの交通費の助成や情報端末購入助成についての検討の御質問であります。参加される方への支援につきましても、DO-I T J a p a nのプログラムの内容を私どももよく理解するとともに、参加された方々の声も把握をしながら検討をしてまいりたいと思っております。

その次に、小・中学校への電子黒板の配備の問題であります。文科省の教育のI T化に向けた環境整備4カ年計画で、学校におけるI C T環境整備についての目標とされる水準が示されておりますが、その水準は教育用コンピューター1台当たりの児童数3.6人、そして電子黒板や実物投影機の1学級当たり1台整備、そして超高速インターネットの接続率及び無線L A Nの整備率が100%、そして校務用コンピューター、教員1人1台となっております。このI C Tを効果的に活用した、わかりやすく深まる授業の実現には環境整備が重要であると考えておりますので、計画的に整備を図ってまいりたいと思っております。

その次に、情報端末の児童・生徒への配備についての御質問でありましたが、この情報端末については、より学力の向上が期待できるツールでもあり、また電子教科書等を利用する際に有効に活用できるものと思っておりますが、今後、学校教育において、特別支援教育も含め、より活用性が高く学習効果が期待できる配備方法や、あるいはまた教員のI C T活用指導力向上も視野に入れて、教育委員会と協議しながら段階的に進めてまいりたいと考えております。

その次に、電子教科書への対応等の中で、教育のI C T化についてはどのような体制で推進していくのかという御質問であります。町と二町教育委員会では、家庭や地域の信頼に応え、夢と希望を育む感動のある学校づくりを第2次教育振興基本計画において基本方針の一つとしておりますので、小・中学校の教育目標の具現に向けたさまざまな教育活動に保護者、地域が積極的にかかわっていただき、学校とともに児童・生徒を育てていきたいと思っております。教育のI C T化を進めていく過程で、町や二町教育委員会、学校、あるいは地域振興公社の関係機関や、さらには地域の方々が情報端末等の活用によってどのようなかわりができるかということもよく検討をしながら、町全体で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（船橋義明君） 官脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 教育のI C T化についての1番目の質問、DO-I T J a p a nの積極的活用をどのように考えるかについてお答えをさせていただきます。

議員の御案内のとおり、DO-I T J a p a nとは、障がいがあったり病気を抱えたりして学習する上で困難のある小・中学生を対象に、I C Tを活用して困難を補い、学びを実現させることを目的とした実証研究プログラムのことでございます。

現在、各学校の特別支援学級においては、特別支援教育アシスタントを配置するとともに、必要に応じて各クラス合同で学習活動を行うなど、一人一人のニーズに応じた教育活動を進めております。また、通常の学級においては町費非常勤講師を配置して、児童・生徒の困り感に対応しているところでございます。

学校の教育活動の一環として取り入れるということについて、DO-I T J a p a nの取り組みは、まず教育支援専門委員会の中でこのプログラムについて照会し、内容を理解するところから始めなければならないと考えております。その後、取り組みを活用することが、それぞれの学校における特別支援教育、通級指導教室等における一人一人の学習の充実につながるかどうか、これを検討したいと考えております。そうして有効性や実効性を確認した上で、各学校の全職員の共通理解を図る中で取り組みを推進していきたいと考えております。

もう1つの質問、電子黒板や電子教科書の配置は特別支援教育を最優先に捉えるべきだと考えているが、これはどうかという御質問に関してでございます。

特別支援教育は、一人一人のニーズに応じた指導・援助を行うことで児童・生徒の力を伸ばすことが大切だと考えております。所属する学級での学び、通常の学級との交流、個別の指導、こういったものの中で、電子黒板や電子教科書はもとより、タブレットや書画カメラ等、I C T機器の何を、どこで、どのように活用することが一人一人のニーズに応じた指導なのか、いわゆる合理的配慮なのかということ十分に検討する必要があると考えております。

このことを踏まえて、特別支援学級や今年度開設をした通級指導教室の児童・生徒の実態をしっかり把握した上で、これがドゥー・イット・イージーになるとかドゥー・イット・スローリーになるといったように、町や学校と協議し、よりよいI C T機器の配置を検討してまいりたいと考えております。

[4番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 町長さんに大変前向きな答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

まずはDO-I Tのプログラムのほうからなんです、多分、余りお耳にしたことがないプログラムではないかなと思います。私も、先日の先ほど御紹介した研修会に出るまではよくわからない、知らない内容でした。そこで直接携わっておられる責任者であられる近藤先生にお話をお聞きして初めて知ったというような状況ではありますが、目からうろこというか、非常に有効性を感じることができましたので、ぜひともというふうにご提案をさせていただいてお

るわけですね。今度DO-I T Kidsに登録する子供がいますので、ちょっとその人からプログラムの申込書、同意書みたいなものを、個人情報削除したものを持ってまいりました。後ほどお渡ししますので参考にさせていただきたいと思います。

そこに書いてあることですが、DO-I T J a p a nは、2015年度より進学を目指している障がい、あるいは病気による困難を抱えている小学生を対象としたDO-I T Kidsプログラムを開設・設立します。このプログラムを多くの有益な情報や、利用できる制度や機関を早くたくさんの人へ届けることを目的としていますということです。

実は、DO-I Tのプログラムなんですけれども、今までのスカラークラスという全国から10名程度というのを含めて、岐阜県には一人も参加者が今までなかったんですね。DO-I Tの報告書の中に県別に色分けして書いてあるんですけど、岐阜県では誰も参加した人が今のところいないということもありましたし、来ていただいた講師の近藤先生と岐阜特別支援学校の先生とは非常に個人的に親しい仲だというふうにもお聞きしましたので、ぜひとも情報を共有しながら、お母さん方にとって夢のある、我が子に対して未来に期待が持てるプログラムの一つではないかと思います。これを絶対にやれということではなくて、そういう夢のあるプログラムの一つとして捉えていただきたいなあというふうに思いますので、これからK i d sを受ける子の情報などを提供いたしますので、前向きに検討していただきたいと思いますが、町長、よろしいですか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは先ほどもお答えしたように、いわゆるDO-I T J a p a nのプログラムの内容をやはり我々もよく研究をして勉強をし、そういう方々の声もしっかり聞いた中で、そういう助成や補助をどういう形でやるのが一番いいのかということを検討して、そういう状況が把握されれば、前向きにこれは検討していくべきことではないかと思っていますので、もう少し内容等を理解する時間もいただきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

教育長も同じお考えだと思います。内容が、僕もそれ以上のことは、聞いたのとホームページで確認したのだけですので、今後は体験する人の話もよく聞いて、より一層進めていきたい、そのようになればいいなあというふうに思っております。多分、そういう内容のプログラムが1つあると親御さんはすごく喜んで安心できると思うんですね。うちの息子や娘はだめだと思っていたが、ひょっとしたらこれで普通の子のように生活できるかもしれないというのは一つの一隅の光というか、未来が見えてくるような気がすると思いますので、内容を確認していただいて、よければ進めていきたいと思っています。

それから、教育のICT化のほうのことなんですけれども、実はこの話をするについて、岐阜市の教育研究所のほうへ視察に行っていました。先々週ですか、金曜日にお電話して水曜日に特急で行ってきたわけなんですけれども、岐阜市のほうは全教室に電子黒板が配備されており、中学校では藍川東中学校、小学校では芥見東小学校がモデル校としてクラスの生徒全員にタブレットを配置して、まずそこからやっておられます。電子黒板については、全小・中学校に配備されておりますので、非常に進んだ環境にあると思っています。そこで、藍川東小学校の理科の授業を1時間参観させてもらった後に、教育研究所で実際に電子黒板をさわりながらプレゼンを1時間ほど受けてきました。

ここにも書いてあるように、わかる・できる授業を推進し、豊かな学力の定着を目指すということで、電子黒板とデジタル教科書を利用する3つのメリットとして、1. 国語の音読、英語におけるネイティブの発音を聞き、正しく学べる、2. 書き込んだ着眼点をもとに、自分の考えを出し合い、学び合いが生まれる、3. 書き込み画面の保存により、前の授業の復習ができるということで、私が行ったときは理科の授業で、亜鉛電池ですね、亜鉛と銅を塩素の入った水につけて電池ができるイオン効果の実験をしていました。その実験のまとめをプレゼンするという授業でした。実際のところは、実験中にもう既にタブレットのカメラ機能を使って泡が出ている状態を写してあったり、その泡が出ている状態を写真ではなくて動画に撮ってあったり、もう既に自分が後で自分たちのグループでそれでプレゼンするというのを念頭において授業を受けているグループがありました。

ということは、もう既に自分が何をしなければならないかということを実験という形で物事を学習する以上に組み立てて、人に話すというところまで踏み込んで一人一人が対応していると、全員は無理にしても、グループの中にそういう子が1人おるとそのグループ全体がそういうふうにならざるを得ないというふうになっていくと。プレゼンをするということは、単純にその物事を勉強するというだけではなしに、グループの中で討議をして、それを組み立てて、まとめて、事前に準備をしておいて、写真に撮ったり動画に撮ったり、それを発表していく、発表の手順とか言葉とかいうのもありますね。これは多分、今の子供たちが社会に出たときに最も重要になる能力の一つではないかなあというふうに思っております。そういうことを学ぶためには、現状を見てきて、電子黒板とタブレットの活用というのはグループで使う場合は非常に有効だと思います。とりあえず電子黒板を配備していただけるという方向で考えておられるようなので、ぜひともそういう方向でいってほしいということをお願いいたします。

それで、もう1つ、学校の先生から現状と要望ということでレポートをいただきました。

そこに書いてある、一番ちょっと目を引いたというか、例えば教室には大型のテレビモニターがありますので、テレビモニターにつないで画像を映すことはできるんですね。だから、そういう形で自分のスマートフォンやタブレットやデジカメを使って進めておられる先生が既に

おられるということですね。その先生からいただいたレポートの中には、ICTは全職員にとって欠かすことのできないツールとなっている。ICTにより、積極的に活用したいという意欲が旺盛である。効果、利便性、意義を実感してきているからである。そこで、近隣の小・中学校のICTの整備状況や実際の活動場面を知り、さらなる整備を望む声も高まってきているというふうにありますので、より具体的に、町長、大丈夫ですよ。その辺のところをここで御返答ください。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先方もお答えしたように、いわゆる文科省からの環境整備の4カ年計画でもいろいろたわわていますが、今言われた電子黒板を初め、そういう教育のIT化に対しては、これは当然これからの私ども笠松町の子供たちの教育を考えればやっていくべき事業であるということは十分認識しておりますので、そのことの対応の仕方については、やはりいろんな財政的なものも考慮に入れながら、決してほかとおくることがない、対応の素早さが必要であると思いますから、じっくり対応を考えながら進めたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

もう1つ、町長とちょっとお話ししたときに、学校側の先生に対応する能力があるのかというようなことをちょっと心配されておりました。私、小・中学校を回ってお話を聞いてまいりました。例えば、笠松小学校の今の教頭先生は、以前四町教育委員会のために川島小学校にお見えになった先生です。川島小学校は、羽島郡としてパソコン教育を一番最初に最も力を入れた学校で、東京のほうの文科省に対して具申を行う団体も川島の名前を知っていたぐらいの学校でありました。そこで初期の段階からやっている先生が今、笠松小学校の教頭先生でおられるということ。

それと、人事交流で今岐阜市のほうの先生が笠松中学校の1年生の学年主任をされておられます。この方は、教育研究所にお見えになって、今僕がプレゼンを受けてきた先生と一緒にそういうコンテンツの開発や整備状況も一緒にやられてこられた先生が今笠松にお見えになっています。それで、岐阜市がつくったそういういろんな教育のためのプログラムでリピランというアプリケーションがあるんですね。そのリピランを実はつくったのが学年主任の先生で、教育研究所におられたときに主にその学年主任の先生がおつくりになったというふうにお聞きしました。この先生、実は3年間の契約ということだったので、今年度が最後だということでした。

松枝小学校の校長先生は、前任校が加納東小学校だったというふうにお聞きして、加納東小学校ではもう学校に電子黒板が入っていたということで、実は30分ぐらいの講習を2回受けた

ら、ほぼ全員の先生が即座に使えるようになったというふうに自信を持っておっしゃっておられました。私は校長で、教科担任をしていないのでなかなか覚えられませんでしたという話をされていましたが、教育研究所の先生によると、松枝小学校の校長先生はしっかりとやれる先生でしたというふうにおっしゃっていましたが、現に校務用のコンピューターとして自分で表計算でもワープロでも使っておられますので、プレゼンにも使っておられますので、使うこと自体は問題ないと思いますので、ぜひともこういう先生方がおられる間に計画を前に進めていっていただくというのが後々のためではないかなあというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きにお願いしたいということですね。

それと最後に1つ、私、「未来からの手紙」という題目で、社会教育委員をやらせていただいているときに岐阜地区大会で30分ぐらいのプレゼンをさせていただきました。子供たちこそが未来からの手紙だと、この子供たちが大人になって納税者になり、有権者になっていく社会を今つくっている。だから、今の子供たちを見れば30年後の社会が見えるというふうに思っております。その子供たちに対する投資というのは、消えてしまうようなものではなくて、こうして蓄積されていくもの、そしてこういうデジタルツールなどというものもコンテンツとして教育の課程であるとか内容であるとか、さっき言ったプログラムであるとかアプリケーションであるとかというものは、どんどんやればやるほど蓄積されていきますので、そういう消えてしまわないものに子供に対する投資というのは継続的に行うべきだと思うんですが、その点、町長はいかがですか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員さんからいろいろ経緯や先生方の状況も教えていただいたんですが、笠松にはそういうすばらしい人材もそろってやっている環境づくりができていますから、今言われたように、やっぱり子供たちに、将来の子供たちを担う環境整備というのを今我々がやるべきことであって、それはずっと続いていくことでありますから、そういう教育投資に関しては、私は積極的にやるべきだと思っています。

いろんな財政的な状況もありますが、そういうことを一つの大きな環境が今整っている間にやる時、これはやっぱりタイミングがいろいろありますからね。全くそろっていないときや、先生方にそういう意欲がないときにいろいろわーわーやってもやっぱり空回りするときがある。ところが今、笠松の状況では、しっかりした人的な要素もあるときに、タイミング的にきちっと投資をすれば、倍にも3倍にも生きてくる時だと思っておりますから、このことに関してはやっぱり積極的に検討をして、ほかの地域とは違った、新たな笠松町の将来を担う子供たちの教育に投資をしていく、そういう対応を一回考えてみたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変前向きな答弁を本当にありがとうございます。

最後にというか、そういうタイミングなんですけれども、いずれにしろ、多分国はタブレットは配付するかどうかは別にしても電子教科書として配付する、紙の教科書は多分なくさないとは思いますが、そういうことも前提にして進めているというのはもう明らかだと思っています。そういう中で、きっとそういう段階になったときには、個人向けの一人一人に対するタブレットの助成なり何なりということが新たにできると思いますので、まずは教員用のものと電子黒板のセットと実物投影機みたいなものがあればいいかなと思うんですが。

あともう1つ、せっかくこの機会ですので、今、中学校にはまだ無線LANの環境がありません。小学校にはあるんですが、小学校の無線LANの環境も、全員がタブレットを使ったときに対応できるだけの容量は多分まだ確保されていないと思いますので、岐阜市でもちょっとお聞きしてきたんですけれども、全員が使ってもいいぐらいの容量があっても、クラス全員40人がタブレットを使い出すと1台か2台つながらないものが中には出てくるということがあるそうなので、無線LAN100%の環境というのが先ほどの条件の中に入っていましたけれども、それというのはハード的に容量を十分確保した無線LANの親機の整備と大もとのインターネットの取り口、今はCCNが入っているんですかね、も含めてきっちりと検討をしていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） おはようございます。早いもので6月になりました。ことしも既に半分近く過ぎたわけでございます。年を重ねるごとに月日の流れをひしひしと感ずるところでございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問に入りたいと思います。

今回は、近々発売される予定になっておりますプレミアム商品券についてであります。

それでは、質問の原稿を読み上げさせていただきたいと思います。

政府が掲げる地方創生の取り組みがいよいよ具体化してきました。笠松町でも、その一環として、7月からプレミアム商品券が1万4,000冊、額にして1億4,000万円分が販売されます。

しかし、町内の消費拡大と地元経済の活性化が期待される一方で、笠松町内で使える店ってどれだけあるの、果たして完売できるんだろうかと不安視する声も上がっております。確かに近隣の市町と比較しますと大規模な商業施設もほとんどなく、商店街も衰退の一途をたどっています。また、商工会の加盟業者数も停滞しております。果たして多くの人たちに購入してもらえるのだろうか、プレミアム商品券事業を成功させるには、まずはこうした不安を払拭する必要があるのではないのでしょうか。

そこでまず、現状の取り組みについてお尋ねいたします。

現在までの同事業への参加事業者数はどのくらいになっていますでしょうか、そしてどのよ

うな業種が多いか、また参加事業者への呼びかけや商品券販売のためのプロモーションはどういう人たちがどのように行っているのでしょうか、さらに最終的な商品券の販売目標数はあるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

さて、私は、今回の事業の成否は、いかに消費意欲の高い富裕層や若い世代に購入してもらうかにかかっているかと思います。特に若い世代に対しては、そのライフスタイルに合った事業所の参加や購入しやすい環境をつくるのが欠かせないと考えます。例えば商品券を塾や習い事教室の月謝など教育関連にも使える、また旅行者や飲食店などのレジャー関連事業者、さらにコンビニやガソリンスタンドなど、生活に密着したサービスや商品を提供している事業者に対し、販売者側から積極的に参加を促すことが大切だと思います。

一方、販売に関しましては、取扱場所が今のところ商工会館、役場や公民館などの公共施設、金融機関の窓口が中心で、購入機会が限定されてしまう感が否めません。コンビニなどの取り扱いも含め、購入者の利便性を高める工夫が求められると考えます。今回の事業を成功させるためにも、事業所の募集や販売においても、ただ向こうから来るのを待つのではなく、購入者のニーズを分析し、積極的かつピンポイントで働きかける姿勢を望みたいのですが、町長のお考えと今後の方策について御説明ください。

次に、プレミアム商品券事業の今後についてお尋ねいたします。

これまでもさまざまな地元経済の活性化が図られてきましたが、今回のようにダイレクトに事業者も購入者も金銭的な利益を得られる施策はなかったと記憶しております。それだけに、今回の事業を単発に、また一過性の効果だけに終わらせるのにはもったいないと考えておりますが、いかがでしょうか。将来的にこうしたプレミアム商品券的なものを、笠松町独自でも継続していくかも含め、いかに事業の経験や成果を次の地域活性化策につなげていくつもりなのでしょうか、具体的な取り組みや、あるいは調査・研究段階のアイデア等がありましたらお示しく下さいませ。

最後に、商工会との連携について取り上げさせていただきたいと思います。

プレミアム商品券事業の成功には、まさしく行政と商工会が一体となった協働が絶対条件だと思います。しかしながら、これまでは両者の間に十分な意思疎通や連携体制が構築されていないという指摘もたびたびなされておりました。その意味では、今回の事業は行政と商工会、さらには地元事業者との結びつきを強める絶好の機会になるのではないのでしょうか。町では、今後どのような姿勢で商工会と協働していくつもりなのか、懸案となっている観光事業等も含めて、その方向性をお示しいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 古田聖人議員の質問に対して答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、このプレミアム商品券についての中で、現在の事業者の参加状況についての御質問ですが、笠松町のプレミアム商品券というのは、これは地元消費の拡大や、あるいは地域経済の活性化に資することを目的に商工会が発行主体となって進めている事業ではありますが、この消費総額も約1億6,800万円と非常に高額でありますし、また初めてのプレミアム商品券の発行でもあるために、役場の関係課とも協力体制をとって、商工会と町が一体となった上で住民の皆さんにより魅力のある使い勝手のよい商品券となるよう取り組んで進めてまいりました。

取扱店については、広報の6月号の折り込みで、販売告知のチラシへの掲載をするために5月22日で一旦締め切りをいたしました。その取扱店数というのは、笠松地域が118件、それから松枝地域が51件、下羽栗地域が18件、町外の地域、これは一部の地域で認められていますが6件、計193件でありました。業種の多い順では、食料あるいは飲料店が25件、それから衣料店が16件、理容・美容店が13件とか喫茶店が12件、そしてまた建築リフォーム店が12件ほかいろいろ多岐にわたっておりますが、この御質問にあるようなコンビニエンスストアやガソリンスタンド、あるいは学習塾なども登録をさせていただいております。販売目標というのは、先行市町村で早々完売された例もありますので、当町においても完売を目指して広報活動に努めていきたいと思っております。

また、その事業者や購入者をもっとふやす方法についての御質問ですが、この取扱店の募集については、これは商工会事務局が4月の中旬から商工会員を中心に巡回をして取扱店の依頼を行って、4月28日には取扱店の募集チラシを新聞に折り込みをさせていただいて広く周知に努めてまいりました。また、商工会の非会員のスーパーや、あるいはドラッグストアやコンビニエンスストアなど、住民の皆さんが頻繁に利用していただけると思われる業種については、これは町の職員も同行して依頼にお伺いをさせていただきました。当初、商工会の非会員の皆さんには必要であった登録料というもの現在は撤廃をして、より多くの業種の方に取扱店となっただけのよう、引き続き募集を今行っているところであります。

商品券の購入者をふやす方法、方策としては、販売及び予約方法の告知チラシを広報の6月号と6月10日付の新聞に折り込み、取扱店一覧を含めた周知を図るとともに、今回のプレミアム商品券の表紙を活用した人気テーマパークチケットや、あるいはホテルの食事券や、そしてまたグルメカタログギフトなどが当たる抽せん会の実施をして、取扱店独自のプレミアム商品券利用者への特典など、いわゆる20%のプレミアム以外にもそういう魅力がある商品券となるように、さまざまな付加価値を施す企画をしているところであります。

またそうした中で、販売場所については、これは当然購入者の皆さんの利便性を配慮して設定をさせていただくところでありますが、短期間での事業実施といった事業の即時性や、ある

いは使用期間が6カ月であるという事業の限定性などもありますから、販売者への十分な周知や事業説明期間など、販売側の準備や受け入れ体制の課題もあることから、結果的に商工会館や公共施設、そしてまた御理解いただいた町内の金融機関とさせていただいたところであります。既に事業が開始され予約・販売方法が周知済みであることや、あるいは大手チェーン店であるコンビニエンスストアなどでは、各店舗だけの判断ではなく、これは本部からのいろいろな指示によって運営されている状況が見られますので、今回拡大することは困難な部分もあると考えております。

いずれにしても、この取扱店の充実を図ることが一番の販売促進につながるものと考えておりますので、先ほども述べましたように、引き続いてこれは商工会とともに取扱店の募集に努めてまいりたいと思っております。

また、この商品券事業を今後地域経済の活性化にどうつなげるのかという御質問であります。

この事業の継続につきましては、地域活性化策として有効な方策の一つであると考えられますが、今回は消費税率の引き上げ後の国における短期景気の浮揚策でもありますから、今年度をもってこれが終了します。プレミアム商品券の発行によって12月までの半年間で町内事業者の方に約1億6,800万円が消費されることなど、ひとまずは地元購買促進によって地域の消費拡大などの目的は達成されると考えられますが、この利用期間終了後、購入者の方や販売事業者の方に対してアンケート等を実施しながら事業の検証を行って、今後の展開を考えてまいりたいと思っております。

なお、この商品券事業によって商品券の取扱店となられた店舗が独自の特典サービスを設けられたり、あるいは販売促進に努められる店舗もあります。そういう事業を、このような事業を契機にして終了後も引き続いて店舗独自のサービスの継続実施など、今までできなかった売り出し活動など、地域活性化につなげる方策について、このことは商工会を通じて町としても十分かわり合っていくものであると考えております。人口の減少化や高齢化社会が進展する中で、笠松町の特性であるコンパクトな町として、これを機に町内小売店の気軽さや、あるいは手軽さ、そしてまた身近さといったよさを消費者の皆さんに再認識いただいて、消費の町内回帰につなげていけばと考えております。

そして、商工会との連携強化についての御質問であります。この事業の実施に際して、取扱店の募集時には町の職員と商工会の職員が合同で各種の店舗の取扱登録のために訪問を行ったり、あるいは商品券事業に関する取扱店舗募集のチラシや、ポスター、そしてステッカーの作成等においても、それぞれ職員同士が連携をしながら実施をしております。この事業は、以前にも増して私どもは商工会との意思疎通や連携体制が構築された事業であると考えております。この事業の実施によって得られた経験を生かして、今後も商工業事業の全般にわたってさらに連携を強化して取り組んでいきたいと考えております。

折しも、今年度商工会において小規模事業者を支援する経営発達支援計画の策定が予定されておりますが、この計画が国においても認定されると、今度は有効な融資や助成制度を活用できるなど、小規模事業者が求めるさまざまな経営支援を受けられることとなりますので、これはこれまでの経営の基盤である記帳指導や税務指導が中心であった商工会の役割から、今度は需要開拓や経営継承等の支援や、そしてまた展示会やアンテナショップの運営など、やはりコンサルタント的な業務である経営戦略部分に踏み込んだ支援が計画をされることとなってまいります。今回このプレミアム商品券事業や経営発達支援計画策定によって町内の事業者の皆さんとかかわり合っていくことが増加して、それがまちの駅やリバーサイドタウン計画の推進によって観光資源のネットワークづくりにつながっていくことを期待しております。

町としては、まずこの計画策定に対して情報や意見交換などで連携を図って、国に対しての申請や、あるいは認定に向けての支援体制をとることなど、小規模事業者の多いこの当町において商工会が総合的な活動を行う経済団体として活動できるように、より一層連携協力を図ってまいりたいと考えております。

○議長（船橋義明君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時16分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

〔2番議員挙手〕

古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 先ほどは御丁寧な、そしてまた細かい答弁をありがとうございました。

私自身、このプレミアム商品券のメリットは直接的な、いわゆるお金の利益だけではなく商工業者自身が今の自分の商売のあり方を考える絶好の機会になると。それともう1つは、先ほど町長の答弁の中にありましたように、行政と商工会が本当の意味での連携を深められるきっかけになったのではないかと、そういった意味におきましては、目に見えぬ、または数字であらわれぬ非常に大きな効果が得られるのではないかと、そうした期待をしております。

そこで、少し細かいことをお聞きしたいと思います。

まず最初に商品券の販売方法、つまり、一般の方々が買う場合に具体的にどういう手順で買えるのか。この先行予約といいますか、予約販売も含めまして、例えば役場等にプレミアム商品券販売窓口みたいな特別な専用の窓口が設けられるのか。また、町外の方も購入できるのでしょうか、そのあたりを御説明願います。

○議長（船橋義明君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、お答えをさせていただきます。

販売方法につきましては、特別先行予約、先行予約、通常販売の3段階での販売を予定させていただいております。それぞれ発行数に達しました段階で受け付けを終了させていただくことといたしております。

まず初めの特別先行予約につきましては、6月6日土曜日、7日日曜日、いずれも時間は9時から17時までということで、場所につきましては商工会館、松枝公民館、下羽栗会館の3カ所を予定いたしております。

続きまして、先行予約につきましては、6月8日月曜日から30日火曜日まで、こちらのほうも時間は9時から17時ということで、場所につきましては商工会館、松枝公民館、総合会館、あと役場の環境経済課、中央公民館、福祉健康センター、ふらっと笠松の7カ所を予定いたしております。その後、通常販売ということで、7月1日水曜日からは、ただいま申し上げました公共施設に加えまして町内の指定金融機関5カ所、計12カ所での販売を予定させていただいております。

なお、町内在住者に限定ということで、この特別先行予約の6、7の2日間とあわせて8日、9日の4日間は町内に在住しておられる方を限定して予約受け付けをさせていただくということになっております。

なお、周知につきましては、町内在住の皆様へは6月広報の折り込みチラシで予約申込書を添付したチラシを封入し、お知らせをさせていただいております。

また、町外者の皆さんに対しては、先ほどの6月10日からが町外者の方も予約申し込みがいただけますので、10日の新聞折り込みを用いて皆さんに事業の御案内をさせていただき、こんな予定で進めさせていただこうとしております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

今の御説明だと、先行予約はあくまでも町内在住者で、一般の場合は町外の方も購入していただけるというふうに理解したんですが、特別先行予約と先行予約の違いというのは何かあるんでしょうか、何か特別とつくからには何かメリットがあるとか、そういったことはないんでしょうか、ちょっとそのあたりを一度確認させていただきたいと思います。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

済みません、特別とって何かあるわけではございませんが、土曜日、日曜日ということで、閉庁時を開庁しまして受け付けをさせていただくという意味合いでございますので、済みません、そんな御理解でよろしくお願いをいたします。

[2番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） つまり、職員さんにとっては特別出勤ということの特別ということなんですね。

それで、この窓口というのは、ここの役場の場合だと何課で受け付けするのか。例えば玄関先に入ってすぐわかるように配慮をしていただけるのか、多分御高齢の方とか、そういった方がいらっしゃった場合にすぐわかるようなことをしていただけると助かるんですが、今のところどういうふうに見えてみえますか。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

先ほど役場環境経済課と申しましたが、環境経済課が事務を所掌させていただいておりまして、1階の玄関ロビー等、住民の皆さんの利便性を考慮して対応させていただきたい、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。ぜひともわかりやすい対応をお願いしたいということと、あと基本的なことをお尋ねします。この商品券が使えるもの使えないものの点についてお尋ねします。公共料金等は使えないと思うんですが、例えば月決めの駐輪場の利用料とか、公共料金とまではいかないけど、町の独自の受益者負担には使えるのかどうか、あとまたこれは使えないよということを特にあえて町民の方に御説明申し上げなきゃいけないものがあれば、バスの回数券等も含めまして説明をお願いしたいんですが。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

公共料金等につきましては、このプレミアム商品券の事業目的そのものに活性化ですとか消費の拡大というのにはつながりませんので、一応対象外ということになっております。そのほか、換金性の高いものということで、例えば商品券ですとかビール券、図書券、切手といった類いのものにも使用することができませんので、このあたりにつきましてはプレミアム商品券の裏面にそういったことを記載したり、販売の際にお渡しをいたします取扱店舗等の記載された書類にも記載をしながら消費者の皆さんにお知らせをしてみたい、このように考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

なかなかそういった細かい点が、購入される方もわからないところがあると思いますので、

ケーススタディーみたいな事例みたいなものを出して説明していただく、あるいはホームページ等にこういうものは使えます使えないというようなものを出していただくと助かるのではないかと思います。

そこで、もう少し商品券の販売についてお尋ねしますが、ほかの自治体では18歳以下の子供が3人以上いる世帯に対して、子育て支援ということでいろいろ便宜を図っているところがあると聞いております。例えば近くで言いますと、桑名市では3人以上の子供のいる世帯に対しましては1万をさらに8,000円とお安くしている、あと石川県の七尾市では、笠松町にはそこまで人気があるかどうかわかりませんが、優先的に販売の権利を与えると、そういった意味で子供のたくさんいる世帯に対して便宜を図っているところがあります。笠松町としては何かそのような取り組みというのは考えてみえるのかどうか、お願いします。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

ただいまの多子世帯等への特典等につきましては、まず経済的配慮と申しますか、割安でプレミアムをとというお尋ねにつきましては、この商品券自体に1万円につき2,000円分のプレミアム部分がございますので、さらなる経済的支援までは考えておりません。

また、優先的販売につきましては、先ほど販売方法でお答え申し上げましたように、町内在住者に限定をいたしました先行予約等を実施させていただくことによって配慮をさせていただいておるといふことと、あわせて今回1億4,000万円というような販売規模も考慮いたしまして、おおむね皆さんにそのような状況の中でお買い求めいただけるのではないかとというような考えのもとで、特段の今回の事業についてはそういった配慮は考えていないというところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

了解しました。今回は特別にそういったことはないということなんですが、もしまた今後こういった事業がありましたら、ぜひとも、子育て支援という観点からも、そのようなサービスとか付加価値みたいなものをつけていただくと非常に喜ばれるし、またそれが一つの笠松町の施策の一つになるのではないかと思いますので、また御検討を願いたいと思います。

それと、その販売の件に関しまして、一応1人10万円と販売限度が決められていると思うんですが、これをどのように確認されるのか、またそのほかの不正防止への対策等はどのように図られているのでしょうか、そのあたりの御説明をお願いします。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

販売限度額とあわせて不正防止等への対策というお尋ねでございますが、まず販売限度の確認につきましては、先ほど販売方法でお答えしましたように、一応3段階の販売方法を予定しております。特別先行予約・先行予約の段階では、それぞれ申込書に記載をいただきますので、それによって確認することができるというふうに考えております。その後の通常販売の段階になりますと、個別に確認というのはちょっと難しくなってくるのかなあというようなことを思っております。購入を希望されます皆さんが商品券を購入できますように、先行予約の周知に努めますとともに、購入の限度額等についても皆さんに広報をさせていただきたいと思っております。

一方、不正防止ということで、こちらのほうは取扱事業者の皆さんに対しても、責務といたしまして、商品券を単に現金化したり、みずからの商品仕入れ等のために使用しないこととか、あと商品券を再販または再利用しないことなどといった責務を負っていただくことによって、故意にそれに違反された場合にはそのような損害を商工会に対して負っていただくというような取り扱いも設けておまして、そういったことで両面からそういった対策を講じてまいるというところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

最終的には利用者の善意に頼らざるを得ない、信頼せざるを得ないということになると思いますが、そういった細かいことを一々気にしていたらなかなか事業も進みませんので、そのあたりをしっかりとアピールというか、そういうことを明記していただいて、皆さん方に啓発していただければと思います。どうもありがとうございました。

最後に、町長にもう一度お尋ねしますが、先ほどの答弁の中でも、この事業を契機に、より商工会や地元の業者さんとの連携・協力体制を強めていきたいというようなお話がありましたが、今後、一時期ありましたような商工会との人事交流とか、この事業終了後も商工会の職員と役場の担当職員との定期的な協議の場とか意見交換の場、情報交換の場などを構築していく必要があるのではないかと思いますので、そのあたり具体的に何か考えられておりますでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 御承知のように、商工会というのはこの笠松町の中で唯一の経済団体でありますから、やはり商工会と町とが連携をとって経済対策、消費対策をやっていくことは当たり前のことです。今までも確かにいろんな意味で人的交流やいろんなことをしながらやってはきておったんですが、今回のこのプレミアム商品券のような形で一緒になってできるような行動をとることによって、やっぱり一つの目標に向かって一緒にやっていけるよう

になったことでもありますから、先ほども申し上げたように、今、国に申請している中小企業者のいろんな支援に対してやっけていて、それが認められたときにはもっと町と商工会との連携をした上で、町のいわゆる小規模の事業者の皆さんに対する支援がより一層直接的にも間接的にもできるようになります。そういう意味でやっぱりもっともっと連携が強くなることを、それを契機にできると思っています。また、やらなければならないことだと思います。

それと同時に、商工会自身、やはり組織の充実を図りながら、より一層町に対してもどんどん要望なり、あるいはお互いに発展できるような施策をお互いにぶつけ合いながらやるのが大事だと思いますから、それぞれの町との連携のもとに、商工会のより一層の充実と発展を期していきたいと思っていますので、この商品券の活動がそういうことに活かされるように、これがスタートとしてやっていきたいとは思っています。

[2番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

我が町笠松町も、これから公共施設の建てかえとか改修とか、あるいは福祉、教育、また子育て支援などさまざまな施策がありますが、やっぱり何よりもそれを実現するには先立つもの、お金が必要だと思います。そのお金を稼ぐというのは、やっぱり地域経済を活性化させて地元の商工業者の方々が潤ってたくさんの税金を納めてもらう、そういった意味においては、まさしく地元の商工業や、そしてあるいは消費者の方がたくさんお金を使っていただくことがまちづくりの礎の一つになるかと思っていますので、また今後とも町長を初め、役場の方々が商工会と連携し、さらに笠松町の商工業が発展していただくよう御尽力していただくことをお願い申し上げ、質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（船橋義明君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、2点について質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、地域集会所の耐震化についてです。

この件につきましては、平成21年度第4回定例会で古田議員の質問がありましたので、その点も踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

町内会の会合、親睦の場、また介護保険が求めている地域で見守りやきずなを深める拠点として利用されることが考えられますが、当時の答弁では、集会所として使われている建物については、社務所や寺の施設などの民間の施設を借りて利用している町内会もかなりあり、今まで補助実績のある集会所は13町内であると答えられています。また、各集会所の耐震・防火設備の点検、AEDの有無について、利用している集会施設が民間のものの場合もあるので、現状は把握していないと言われていました。

集会所の補助制度では、集会所の新築・改築に対し、補助対象建築面積に補助基準額を乗じて得た補助限度額の4分の3以内を補助、修理に対しては200万円を限度に経費の2分の1を補助とされています。

そこで、町長にお尋ねします。

地域集会所の耐震化を進めることについてのお考えをお尋ねします。

各町内が利用されている集会所の現状の把握をしておくことが大切だと考えますが、この点についてのお考えをお尋ねします。

最後に、現在、個人の住宅の耐震化を進めていますが、地域集会所は対象に入っているのかなのか、お尋ねします。

次に、子育て支援についてお尋ねします。

私たちは、子供の医療費の中学校卒業までの無料化を県下で最初に実施し、昨年で県下全42自治体で実施となり、今日では高校卒業までの自治体もあります。この事業は子育て支援の大きな一助となっていると考えますが、国は就学前までの子供の医療費窓口負担を2割に、岐阜県は就学前までの医療費負担を2分の1補助です。引き続き国や県に拡充を求め、日本中の子供が安心して医療にかかるようになることを強く望んでいかなければならないと思っています。

先日、名鉄電車で名古屋へ向かう折、隣に座った若いお母さんが笠松町に住んでおられる方で、子育ての話になりました。3人の子供を育てていらっしゃるのですが、2人目を産むときは岐南町に住んでおり、上の子供を預ける場所がないかと岐南町の窓口にご相談したが冷たいあしらいで、自分で個人の方を探し対応し、そして3人目のときは笠松町に越してきておられ、笠松町の窓口にご相談したところ、お子さんが産まれるんですねと様子を見ただけで言葉をかけてくださり、すぐ2人の子供を預けられるようになり、安心して3人目を産んだこと、医療費の無料化も助かっていると話されました。私自身も3人目の息子を、昭和49年に笠松に移り住んでから産みましたが、そのころ3人目の子供に、長子が18歳になるまで、確実なことは忘れてしまいましたけれども、1カ月5,000円くらいの補助・援助があり、本当に助かったことを思い出していました。

近ごろでは人口減少に対する対策が各地で取り組まれています。5月22日付の岐阜新聞で、県内の出産世帯に商品券配付という新聞記事が載っていました。国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、笠松町のプレミアム券に相当するものだと思いますが、4月1日から12月31日までに生まれた県内の子供の世帯が対象で、第1子は5万円、第2子は7万円、第3子以降は10万円分の応援券を交付するというので、5月22日から申請受け付けが始まったとありました。

私の持論ですが、人口減少に対応するには、結婚した夫婦が健康であれば3人以上の子供を

産み育てられる条件を整えることではないかと考えますが、町長さんのお考えをお尋ねします。また、そのための施策を充実させるプロジェクトをつくることについてのお考えもお尋ねします。

2つ目に、子供の医療費の無料化の拡充を国や県に求めることについてのお考えをお尋ねします。

以上、どうぞ1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（船橋義明君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時28分

○議長（船橋義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野恒美議員の質問に対して答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問に対して答弁したいと思います。

まず第1に、地域集会所の耐震化のことではありますが、地域の集会所に対しては、議員が言われましたように地域の方々が集う場所でもありますから、また緊急時には避難所としても活用できる重要な施設でもありますので、この地域集会所の耐震化の必要性については十分認識はしております。そしてまた、集会所の耐震化においては、これは各町内会の負担も生じますので、各町内会において十分御検討をしていただいて、町の補助制度を活用して耐震化を進めていただきたいという思いであります。

そして、各町内会が利用されている集会所の現状を把握しているかという御質問であります。各町内会が地域活動等を行う際に利用をされている集会所についてはいろいろ調査・把握をしたところではありますが、現在のところ、町内会が所有する集会所や神社等の社務所などを利用されている町内会というのは21町内会があります。そしてまた、町の公共施設を利用されている町内会が17の町内会があります。そのほか、寺院や民間の施設等を利用されている町内会、これが18町内会という状況でありました。

また、個人住宅への耐震化を進めているが、地域集会所はその補助対象にならないかという御質問であります。地域集会所の耐震診断や耐震補強等の耐震化に対する町の補助制度としては、まず昨年度建設課において笠松町建築物等耐震化促進事業実施要綱の改正を行わせていただいて、建築物の用途や構造を問わず、耐震診断に対して助成することができるよう規定整備をいたしましたので、この地域集会所に対しても100万円を限度とする助成をすることができるようになりました。そしてまた、耐震補強工事については、これは要綱による助成の対象とはなりません。別途に総務課が所管する笠松町地区集会所建設等に関する補助内規によっ

て新築、あるいは改築については補助基準額の4分の3以内、そして修繕については200万円を限度とした2分の1以内の助成制度の対象となりますので、町内会の皆さんにおいては、耐震補強工事を行われる場合には、この制度の改築に当たるものとして4分の3以内の補助とする運用を考えているところであります。

その次に、子育て支援についての御質問であります。

いわゆる3人以上の子供を産み育てられる条件を整えることではないかという御質問ですが、人口増につながる子育て支援については、これはかねてより町の重要な施策として考えて他の市町に先駆けて実施をしてみました、乳幼児医療費の助成を初め、母子保健事業などの充実として風疹ワクチン接種料や不妊症の診断検査費や特定不妊治療費、そしてまた妊婦の歯科健康診査費などの助成や、あるいは出産後に関して、新生児の聴覚検査費の助成、また小学校5年生の児童を対象とした生活習慣病の予防事業等を行ってきております。また、多子世帯の支援としても、経済的負担感の多い多子世帯の保育料負担を軽減することによって、子育て世帯の皆さんが安心して子供を産み育てることができる環境づくりに努めており、小学校3年生までの児童がいる場合、第3子以降の児童の保育料の無料化も実施をしております。

また、教育の分野においても、笠松町で進めている、いわゆる道徳のまちづくりの土壌づくりにつながる道徳教育の推進や、あるいはトップアスリートによる夢教室の実施や、早期から英語に親しむことを目的に、保育所や小・中学校へのALT派遣など特色ある事業を展開してきております。

議員御指摘の多子世帯の支援の拡充というのは、確かに人口増につながる施策の一つであると思いますが、総合的に町に魅力がなければ人口流出による人口増につながらないということも否定できません。したがって、今後子ども・子育て支援事業計画のもと、子育て支援事業の充実を目指すことはもとより、笠松町に住みたくなるような住環境や、あるいは教育なども含めた総合的な施策の推進によって、他の市町村より高い満足度を感じていただけるように、特に子育て世代が住んでみたい、あるいは住んでいてよかったと思われる町としての環境整備に努めていくことが必要であると考えております。

また、3人以上の子供さんを産み育てるための施策を充実させるプロジェクトをつくることについての御質問ですが、プロジェクトをつくる考えにおいては、地方創生総合戦略の策定の中で専門部会やプロジェクトチームを編成することとしており、議員の御指摘のような施策は、教育子供部門というところで検討をすることになっておりますので、それを見てまた対応を考えていきたいと思っております。

その次に、子供の医療費の無料化の拡充を国や県に求めることについての御質問であります。

これは、笠松町としては、機会を捉えて医療費助成の制度拡大を県に要望を行っております。具体的には、県の町村会を通じて要望書を提出しているほか、岐阜圏域の県議会議員団が行う

知事要望の際にも、子どもは乳幼児医療費の助成の充実を盛り込んでいただくようお願いをして進めております。

また、国に対しては、町からの直接の要望というのは今のところ行っていませんが、県において予算の概算要求の際に、国における助成制度の創設及び福祉医療費の助成を現物給付で行った場合の、いわゆる国民健康保険における国庫負担の減額調整の廃止を要望しておるところであります。

平成26年6月には、中部圏の知事会議として、地方目線の政策提言として、子供、ひとり親家族・家庭等及び重度障害者に対する支援について、これを国や県、市町村が統一した制度のもとで一体となって取り組めるように、国において新たな助成制度を創設することや、あるいは先ほどの県の要望と同様に、子どもは国保に対する国庫負担の減額措置の廃止を提言したと聞いておりますので、そういうところをお願いをしながら進めさせていただいております。

また、子供への医療費助成については、これは子育て支援の大きな柱であり、今後も県などに対してこの制度の拡充を要望してまいりたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 御答弁ありがとうございました。

まず集会所の施設の関係ですが、その後、町として調査をしていただいているということがよくわかりました。耐震については、個人の住宅は無料で今行われていると思いますが、地域集会所についても無料で診断は行っていただけるというふうを考えてよろしいでしょうか。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 今、無料の診断をやっているのは1戸建ての専用住宅のみが無料でやっております。集会所につきましては、その他建築物ということで100万円を限度で助成をしているというところです。

[「面積の4分の3」の声あり]

済みません、3分の2を限度で100万円を上限に助成しているところでございます。

[「耐震診断について」の声あり]

その他建築物で集会所も該当するわけでございますが、事業費に要する費用の3分の2以内で100万円まで耐震診断につきましては助成をしております。ただ、この制度で耐震補強のほうは該当がありませんので、先ほど町長が申したように、それは集会所の総務課のほうの補助で4分の3の補助を考えているというようなことでございます。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 耐震診断をしないと次には進まないと思うんですが、要するに、その

他の建築物として100万円までで、3分の2の補助を耐震経費についてはするということですね。

そこで、今、笠松庁舎がやっと5月いっぱい終わって、本当に安心して庁舎におれるし、またその災害の拠点となるという点でもありがたいと思いますが、また逆に町内会で、先ほど言われましたように町内の皆さんでつくっているところ、それから神社の土地などを借りて行っていたり、それから社務所そのものを集会所にしているところ、お寺などを借りているところ、いろいろあると思いますが、その全てに耐震について適用していただけたらと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（船橋義明君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） お答えします。

全てのものというふうに判断しております。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そうすると、ぜひ町内会長会議などで、耐震がこのような形でできるということを説明していただき、ぜひ町内会長さんにお勧めいただきたいと思います。そんな機会が町内会長会議かなあとと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われた、いわゆる神社とかお寺とかというのは集會に利用されていることでもありますが、もともと宗教団体の一つの建物でありますから、町内会がそれを町内会の会合で利用するからといって、町内会がその耐震の負担をされるかどうかはそれぞれの町内の判断でもありますし、いわゆる政教分離などになってくると、町の補助というのは町内会に対してはできると思いますが、なかなかそこら辺のことはやっぱりきちっと整理をしていかないと、何かで解釈が違ふと難しいです。その集會が年に、春やお祭りのときにやって、3回か4回の集會だけで使われておるところと、しょっちゅう町内会の会合でやられているところの差もありますので、その辺のことはやっぱり町内会のいろんな判断や申請によってやらせていただけることですから、やれないことじゃないんですが、やるためにはそういう整理をした中で、きちっと町内会からの申請でやれるかどうかということになると思いますから、そこら辺は皆さんの考えをまとめていただいて遂行すればいいんじゃないかと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そのとおりだと思います。

ただ、黙っていても進んでいかないと、やはりいつどこで起こるかわからないだけに、早く進めていただくことも大事だと思います。

お寺さんでも、神社でも町内会だけじゃなく檀家の方であったり、または神社のお祭りのようなところということもありますので、どちらが持ち主になっても耐震はしていただき、その後の対策は次に進んでいくことだと思いますので、ぜひその話だけは町内会長会議で行うべきではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今質問があったように、そういう建物があり、そういう性格であることに関しては、今我々がやれる、集会所に対する助成の範囲内でできますということをお伝えして、あとはそれぞれの町内の判断でできることだと思います。

今度の町内会長会議もありますから、一度そういうことを町内会の連合会の皆さんに御相談して発言すること、これはやっぱり大事なことだと思いますから、それは考えていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 合併した川島町や、柳津町の地域集会所というのは、笠松町はたまたまそういう町内任せで運営してきている歴史があるので余計ですが、柳津町は7つの地域にコミュニティセンターをつくりました。もちろん岐南町もそういう方式でつくっております。それから、川島町もそういうふうな状況がある中で、耐震化するために工事費の9割を補助して遂行したということがあったようです。私は今、ここの笠松町でなかなかどうせよということはお金のかかる問題ですので言いにくいんですけど、耐震の結果のその次に出てくる問題だろうと思いますが、いろいろと考えておいてほしいと思います。

複雑に絡まってくるとと思いますが、大事なことではあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、町として集会所の利用状況などは、町内会長さんを通してでいいですけど、常につかんでいていただくこともお願いしておきたいと思ひます。

次に、2つ目に移りたいと思ひます。

子育て支援についてですが、町長さんの答えにありましたように、保育の問題、それから妊産婦からのケアの問題、そして教育の問題、いろいろと子育て支援の中にはたくさんあり、特に笠松の中では充実されてきている時代だと私は自負しているところです。

けれども、先日一宮市のマンションでお母さんと4人の子供さんが一酸化炭素中毒による自殺を凶られた記事やニュースが伝わりました。私は本当に残念で、もう少し何とかならなかったのかということ、特に子供さんの4人があそこまで成長してきて、もうちょっとというところで誰も助けることができなかった、手が届かなかったと思うと本当に悲しい思ひですが、私は、子供を育てるといひのは本当にお金がかかる、それが結婚した女性の方または結婚しない女性の方も子供は3人以上欲しい、そういう願ひを持っていらっしゃる方が過半数を超えて

いるんですよ。けれども、経済的や、もちろん働く条件なども加わりますけれども、実際になかなか大勢の子供を産み育てる環境にはないし、お金がかかると言われます。

そして、今、子ども手当をいただくことによって子育て真っ最中の親御さんたちの扶養控除が外されました。このことも本当に大きいと思いますので、せめてその扶養控除の分だけは年間補助をして、3人以上の子供が財政的な問題で産めない、育てられないということのないような状況にしてほしいということを思いますが、町長は3人以上の子供を持つことについてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私自身も3人の子供はおりますし、経済的にも本当に若いころは大変だったと思いますが、今ほどいろんな手当や支援がない時代でもやってきたこともあります。今となってはいろいろ考えるには、やはり私ども行政も含めて、あるいは地域も含めてそういう環境づくりというのは大事なことだと思います。ただただやっぱりお金だけの支援ではない部分がいっぱいありますので、今申し上げたような環境や、子育て支援、いろんな教育も含めた総合的なまちづくりの中での子育て支援の対応をすることが一番大事だと思っています。

幸い笠松町には待機児童もいませんし、そういう状況でもない中で一生懸命環境づくりもやっています。まだまだ足りないところはありますよ、いろいろ要望があったような保育園の前の児童館の問題などありますが、そういう環境をきちっと一つ一つ整えていくことがまず行政がやらなきゃならない責務ではないかと思っていますから、そういうことの全体を見詰めた中で進めていくことだと思っています。

今言われたように、子供が何人、3人とか2人とか、これは各家庭のそれぞれのやっぱり事情がありますから、何人がどうのということは僕は言えないと思います。1人でも十分な家庭や、あるいは4人でもお見えになるところはあります。それはそれで、私が今3人が適当とか3人がいいということは、僕が言うことではないと思っていますから言いませんが、そういう環境づくりは何人であっても一緒だと思っていますので、そういう対応を進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 何しろ、人口増は過疎に呼び戻すだけではだめですよ。何しろ子供が産めないことにはと思いますので、私も3人の子供を育てて大変子供には苦勞をかけてきましたけれども、やっぱりある意味で若いお父さんやお母さんが見られるほどではなく、3人の子供が育ち合って、いい環境をつくって、親もそこで成長してきたように思うので、子供の多いことは悪いことではないなという実感を持っているんですが、経済問題はやっぱり大きいので、その問題をいろんなところで、私たちが育てるときは助けてもらいながら無事に成長

させてきたんですけれども、今本当に大変な、一宮の4人の子供さんを育てたひとり親のお母さん、もちろんNHKのニュース程度で聞いただけです。中の事情はわかりませんが、経済問題は大きいのしかかっていたらなあと思わざるを得ませんよね。

町長、このニュースは御存じでしたか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ニュースとしては当然聞かせていただきましたが、ただ、笠松町の場合、特に僕がいろいろやっていて感じるの、いわゆるそういう親も含めて、要保護児童対策というのは、これは本当に民生委員の皆さんや、あるいは地域の皆さん、小学校・保育所の先生方全部が家庭の状況をいろいろ見ながら、この子供がちょっとということを感じたときには、お互いに情報を共有しながら地域の民生委員の方が出かけていっていろいろやっている、そういう都会とは違った意味で笠松町というのは本当に目が行き届いている部分があると思う。

これは、この間も代表者会議をやらせていただいたときに、子相の所長が来ていろいろ話していた中でも、本当に笠松町というのは、そういう点では何とか命や生活を守るぎりぎりのセーフティーネットが今本当に働いている町だと思いますので、このこともやっぱりきちっと、そういう痛ましい事故が起こらない一つの方策として徹底していくべきであるし、それに至るまでの経済的な支援に関しても、地域の環境にしてもということ、これはもっとももっといろんなことを考えてやっていくべきだと思っています。

そういう点では、僕は一宮の状況というのは本当に、そこまで地域や行政や周りの目が行き届いていなかった部分があるんじゃないかと思っています。私どもも完璧とは言いませんが、本当にそういうネットワークというのは今生かされてきている町だなあということ、いろんな地域からの情報を共有して聞いた限りそう感じました。これはもっと親密に徹底していくことによって、今言いましたように教育の部分も、保育の部分、環境の部分、行政の部分も全部包んで笠松町というのは、ああ、住みやすい町だねという環境が成り立てば、僕はおのずと子供も生活も、やっぱり子供もふえてくる部分もあるんじゃないかという、そういう理念で進むことも大事だと思っています。

財政的なことをいろいろ言われれば、それはほかの市町でやっているように、お金をどうのということではできない部分がありますが、それもぎりぎりまでやれる範囲は頑張ろうという気持ちではありますので、そういうことも含めた中で子育て支援をこれから考えてまいりたいと思いますし、先方申し上げたように、これからの地方創生の総合戦略の中でも子育てやそういうことに関していろいろな議論が出てまいりますから、それを前向きに捉えて対応することが今我々ができる大きなステップになるんじゃないかと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私も、一宮のような事件は笠松の中では起こりませんようにと、それは切に願っているところですが、実際、3人の子供をお持ちで、もう上の方は高校生でいらっしゃるんですが、ひとり親で育てている家庭のお母さんが鬱病になって、せめて御飯だけでも食べさせてやってほしいと、その様子を見ていたお友達が各務原の方なのですが、その方が大垣の私の知り合いに助けてやってほしいという電話をいただいて、私に電話が来て、そういう方を知っているかと言われて、知らなかったんです。そして、お米を届けに知り合いの大垣の方と行くことになってお尋ねをしました。

子供さんが中学生、高校生、高校に行っていないお子さんの3人に会って、子供は食べ盛りで、親は亡くなり、兄弟は亡くなり、自分1人で誰も頼るところがなくアパートに住んでいらっしゃるんですが、ぽろぽろ涙を出してそのお米をもらってくださいました。まだやっぱりあるんですね、そういうところが。ですから、私はやはり3人以上の子供を産み育てる条件として、財政は必要なものだと思います。特に、今の消費生活の中ではなおさらです。

私は、だから1つは、今現状として多子世帯というのか、3人、4人という子供さんの現状を一度だけ、この会議の中ででもいいですが調査をしていただき、財政的な援助としてはどれくらいかかるものなのか、県が今度の私たちの商品券にかわる形で出産家庭に対してやられたということから見ましても、やぶさかではない対策ではないかと。県もお金の要ることを考えていらっしゃるし、そういう皆さんの声が幾らか届いていっているのかなとも思ってこの新聞記事を見ましたが、そういうことも一つとしての対策であるということも含めて、一回きりの今年度だけの10万円であったり、7万円や5万円ですけれど、どんなにかこの家庭にとっては助けられたとうれしがられることだと思うし、それが継続していけるような町政であったり県政であったりすればもっと喜ばれることだと思うけれど、現実には財政の問題もありますので、すぐにできるということではないですが、ぜひその分野も含めて、この会議の中で、プロジェクトの中で考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、質問事項、安心、安全、住んでよかったまちづくりについて、質問要旨といたしましては5つ、1. 定住促進事業について、2. 透水性・排水性舗装の道路及び駐車場について、3. 防犯カメラの設置について、4. ドローンの規制について、5. LEDの防犯灯への取りかえについてであります。

安心、安全、住んでよかったというスローガンについて質問をさせていただきます。

町長は、16年前に就任され、一貫して今日まで安心、安全、住んでよかったをスローガンに町政に取り組んでおられ、特に笠松は清流木曾川を育み、それを生かしたまちづくりに目を向け、あらゆる手段、国土交通省や県ですね、を發揮され、すばらしいみなと公園整備ができま

した。そして見事なリーダーシップを発揮されました。すばらしい着想を実現され、町内はもとより町内外の憩いの場とされ、今日大いに利用され、連日多くの皆様の憩いの場となりました。

また、Eボートの発展に力を入れられ、それが笠松の年中行事になり、町内会、各種団体、そして企業等が参加をするなど大成功に至っています。

また、今年度では、川島環境楽園までのサイクリングロードを計画され、笠松町内の蘇岸堤の完成を見て、残すはあと2.5キロとなりました。町民の英気となり、かつ健康のかなめとなることでしょう。

また、笠松運動公園では、5年計画とし、公園化の整備、3億円の予算が組まれてから早くも2年強が過ぎました。ここも幼児からお年寄りまで、今から本当に楽しみにしておられます。そして、そこは簡易トイレ等の防災機能も有しており、避難施設になり得ること、また全体が芝広場になり、幸せ感いっぱいのグラスゾーンとなり、まさにこれこそが安全で安心して住んでよかったと思われる癒やしの空間になること間違いなしと思います。

そこで、定住促進事業についてをお尋ねいたします。

笠松町では、住んでよかったまちづくりの一つとして定住促進に力を入れ、各種事業を行っております。その中でも定住促進助成事業は、平成21年度に定住促進条例を制定し、2度の延長期間をして事業の継続実施をしておりますが、その成果として年度別に住宅を新築された方、新築住宅を購入された方の実績をお聞かせください。そして、わかれば県別と年齢層をお尋ねいたします。この制度を利用して定住していただくため、PR活動はどのように行われているのかもお尋ねいたします。

笠松町へ定住された方の中には、定住促進助成だけを目的に定住していただいた方もいるかもしれませんが、今後の定住施策を進めていくためには助成金を支給するだけではいけないと私は感じます。定住していただいた方々へのアフターフォローといいますか、アンケートなどを実施し、笠松町に住むために何を望んでいたのか、住んでみて何を望むのかなどを聞いて今後の定住策の参考にしたほうが良いと思っておりますが、そのようなことをされたことはありますか、状況をお聞かせください。

この制度は、定住促進にとってとても効果があり、よい制度でもあります。最近では助成金を支給する自治体もふえているようです。今後も定住施策を積極的に行っていくためには、定住助成以外にも笠松町としての特徴を出していく必要があると考えますが、今後の展開などがあれば教えていただきたいと思えます。

2番の、透水性・排水性舗装の道路及び駐車場についてをお尋ねいたします。

地球全体を見ますと、ここ近年において温暖化が進み、地球自体がおかしくなっているように見受けられ、世界各地で想定外の異常現象が多く見受けられるようになってきました。近い

ところではネパールの大地震、8,000人以上もの死者が出ました。インドネシアではモンスーンという大型台風、海岸沿いの住宅を全てというくらいなぎ倒し、大変な災害をもたらしました。そして北極圏の氷河も溶け出し、水位が上昇していると聞き及んでいます。そして、日本に目を向けますと、4年前の東北大地震、震災、昨年の広島の大規模台風で崖崩れが起き、多くの人命が亡くなりました。全て想定外の震災が起きたわけです。まさに温暖化が進んでいるとしか思えません。

そこで、改めて透水性・排水性舗装についてお尋ねいたします。

便利で快適な道路網の整備は、あらゆる分野での発展に不可欠なものであり、少子高齢化が進む中、高齢者や障がいのある人はもとより、全ての住民の安全確保に向けた道路整備が大切であります。笠松町の道路を見てみますと、上水道や下水道、ガス管などを埋設した後の舗装が継ぎはぎになり、段差や剥がれなど修繕を必要とする道路を多く見かけます。また、舗装全体がひび割れ、修繕しても次々に剥がれていく状況が見受けられ、町内全域の道路の老朽化がますます進んでいるように思われます。また、近年多発するゲリラ豪雨の際には大量の雨水が道路を流れ、一挙に側溝から排水路へ流れ込むことで地盤の低い地域においては冠水の被害が生じており、さらに道路のわだちやくぼみに水たまりができ、車両や歩行者の通行に支障を来している状況であります。

笠松町では、境川流域の治水対策として、羽島用水パイプライン施設内の調整池化、笠松中学校、笠松小学校、下羽栗小学校に校庭貯留施設を整備しており、公共下水道、雨水も含め、事業として円城寺地内に雨水貯留施設の築造を進めていますが、道路改良事業においても、排水だけでなく保水対策を図り、少しでも町内全域の保水能力を高めることが必要であると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

道路の舗装には透水性舗装、排水性舗装があり、雨水を舗装に通して浸透させ、保水・排水するもので、自動車騒音の低減、水はね、滑りを解消し、太陽光の照り返しや熱の蓄積を軽減することでヒートアイランドの抑制にもつながるものでありますが、笠松町での透水性・排水性舗装の施工状況をお尋ねします。通常のアスファルト舗装と比較すると施工費も高くなると思いますが、どれくらいかお尋ねします。また、今後どのように活用していくかもお尋ねしたいと思います。

3番目に、防犯カメラの設置についてであります。

防犯カメラのすごさ、本当に驚きであります。笠松町は、生ごみの減量作戦を展開している折、ルールがなかなか守れない人が今まで平気で収集日でもない日にポイ捨て、生ごみでないものでも堂々と生ごみ集積所にポイ捨て、大変苦勞してまいりましたが、移動式監視カメラの設置に伴い一気にルールが守られるようになりました。本当にカメラのすごさです。しかしな

がら、しばらくして移動式カメラを引き上げると、また、場所によりますが、少しずつ無法に捨てられるようになっていきます。また、2カ月に1回の燃えない大型ごみ集積所において、鉄、ステンレス、アルミ等金物の収集日に、どこの業者かわかりませんが、収集車が来る前に金属類を持ち去っていかれます。指定の集積所に集まった金属類、大型ごみはどのように取り扱っているのか。

次に、話は変わりますが、1年間に二、三回不審情報があります。そのたび防犯監視カメラがあればと思いますが、盲点のある場所、見通しの悪い通学路、一度精査していただきたいと思います。

そこで、お尋ねいたします。

生ごみ集積所の移動式監視カメラの撤去後は、どのようにお考えになっておられるのか。

大型、金物の集積所、これは一度集めたものは笠松町のものなのか、それとも自由に持ち去っていいものなのかをお尋ねいたします。

盲点のある場所、暗がりですね、そして見通しの悪い通学路、一回これを精査していただいて、お教えいただきたいと思います。

続きまして、4番目、小型無人機ドローンについてお聞きいたします。

小型の無人飛行機ドローンをめぐる事件や事故が相次いでいることから、ドローンの使用を規制しようという動きが国内で起きています。現行法では、250メートル未満の低空を飛ぶ場合であれば、原則としてドローンは許可などをとらずに自由に飛ばせるものと考えられているため、新たな規制立法を求める声が上がっています。空の大革命と言われるドローン。しかし、技術革新を阻害しないように最小限に抑えるべきだと思います。

ドローンについては、玩具のラジコンと同じような比較的簡単な操作で手軽に航空写真などを撮影ができ、さほど高価でないこともあり、一般にも普及し始めております。ことし4月に首相官邸屋上で放射性の物質を搭載したドローンが発見され、5月には長野県の善光寺で法要中にドローンが落下するなど、その対応として法整備や規制するルールづくりが各方面で求められるようになっております。

そこで、笠松町における現在の使用実態はどのようなものでしょうか、把握している範囲でお答え願います。また、今後の対応についてどのように考えているのかもお答え願います。

続きまして、5番、LED防犯灯への取りかえについてであります。

笠松町の防犯灯は平成6年から設置が始まり、交通安全、防犯対策のみならず笠松町のイメージアップにも貢献してまいりましたが、設置開始から20年以上が経過し、老朽化が進んだことで今年度3,100基の水銀灯をLED化することになりました。防犯灯のLED化については、消費電力の軽減による二酸化炭素の排出抑制にもつながり、電気料金や維持管理費の削減によ

り町財政の負担を軽減するものであり、非常にすばらしい施策であると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

灯具の取りかえ業者が決まり、本会議でLED防犯灯の売買契約の締結議案が可決されれば、いよいよ取りかえ工事が進められることとなります。取りかえ作業が早く進めば、その分電気料金の削減につながると考えますが、どのように取りかえ作業を進め、いつごろまでに完了する予定か、お尋ねをいたします。

これで、第1回の質問を終わります。

○議長（船橋義明君） 岡田議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、岡田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点、定住促進事業についてであります。この定住促進について、定住者へのアンケートなどの意見を聞いて今後の定住施策の参考にしてはどうかという御意見でありましたが、この定住促進事業の実績については、これは毎年80件から100件程度の実績があります。その中でも30から40歳代の、いわゆる働き世代の方が最も多くて、住宅を新築・購入して笠松町に定住していただいておりますから、成果のある事業の一つであると認識をしております。年ごとのいろんな実績件数とPR活動につきましては、これは後ほど担当部長から答弁をさせていただきます。

定住者へのアンケートなどにつきましては、これは定住促進助成金を申請される世帯の方に家屋評価の際、年齢・家族構成・転入前の住所などのアンケートに協力をいただいております。そのアンケートの項目の中に新築及び購入された理由もお聞きしており、現在の笠松町の特性や地域性でもある、いわゆる暮らしやすいということや、あるいは勤務地・学校に通いやすいという理由が大半を占めており、うれしい結果であると思っております。そのアンケート内では今後の御要望や御意見等は聞いておりませんが、定住された方なども含めて、各種計画等を策定する際にはアンケート調査やパブリックコメントなどで町民の皆さんの意見を伺っておりますので、その御意見等を参考にして、定住していただけるような施策を引き続き計画、実施をしていきたいと考えております。

そして、この助成金以外にも笠松町の特徴が必要だと思うが、今後どう展開するのかという御質問でありましたが、この定住促進助成事業や、乳幼児の医療費の助成事業や子育て支援事業、道徳のまちづくり事業、災害対策事業など、今年度予算の提案説明でもさせていただきましたが、いわゆる災害に強く、いざというときに安心できるまちづくりや、未来を担う子供たちを育むまちづくりや、快適で住みよく未来の環境を守るまちづくりを柱として、定住促進にもつながる各種事業を行ってまいります。また、今年度は国が進めております人口減少対策などを行う、いわゆる地方創生総合戦略を今年度中に策定するため今事務を進めておりますが、

この計画も他の計画同様に町民の皆さんの御意見を参考にして、笠松町らしい特徴を出せる計画にしていきたいと思っております。

次に、2つ目の、透水性や排水性舗装の道路についての御質問で、現在の施工状況はどのようなかという御質問であります。

舗装には、一般的な密粒アスファルト舗装と透水性舗装、そして排水性舗装があり、主に密粒アスファルト舗装で施工されておりますが、交通量の多い道路では、確かに雨天走行時の安全性や自動車騒音の低減に効果がある排水性舗装も使われております。また、歩道や駐車場、公園では透水性舗装というのが使われております。笠松町内の県道ではこの排水性舗装で施工されている路線がありますが、町道ではこの施工実績はありません。透水性舗装については、これはバリアフリー基本構想に基づいて施工した中央公民館の前や笠松駅前広場の歩道部分や、また羽島用水のパイプライン上部利用の歩道部分、そして長池の町民運動場の駐車場や庁舎西側の駐車場での施工をしております。また、現在改修中の運動公園の園路もこの透水性舗装で施工をしております。

そして次に、アスファルト舗装に比べて施工費はどのようなかという御質問ですが、透水性舗装というのは、雨水を浸透させる舗装材を使用し、その下に路盤材と砂のフィルター層を施工する必要があるため、通常の舗装に比べて約2倍の施工費がかかります。排水性舗装は、雨水を浸透させる舗装材と浸透させない舗装材を上下に使用し、浸透した水を側溝へ流すパイプ等が必要になりますので、この施工費は約3倍近くかかってまいります。

今後の活用については、議員の質問にありましたように、透水性や排水性舗装は、雨水を舗装を通じて浸透をさせ、保水することによって浸水対策やヒートアイランドの抑制につながるものでありますので、確かに幹線道路の歩車道や公共施設の駐車場、そして公園整備の際には積極的に活用をし、道路の維持修繕においては費用対効果を見きわめながら検討をしていきたいと考えております。

その次に、第3点目の、防犯カメラの設置についてであります。この中で、ごみステーション等への監視カメラの設置についての御質問であります。

当町においては、ごみステーションでの不法投棄防止を主の目的に、平成24年度から各町内会に交付をしています資源ごみの分別収集等の推進交付金というものに、町内会が防犯ライトやダミーカメラ等を購入された場合には年額5,000円を限度としての交付金を加算しておりますが、昨年度より本格的な不法投棄監視カメラ2台を導入してきたところであります。このカメラの設置により、不法投棄の原因者の把握や不法投棄そのものを未然に防ぐ抑止力としての効果は図られてきております。このカメラは、町内会長を通じて申請をしていただいて1カ月単位でごみステーションなどに設置をしております。申請方法などは広報やホームページに記載しておりますが、廃棄物減量等推進員会議や町内会長会議の際にも御紹介させていただいて、

その結果、昨年9月から8カ所での実績となっております。ごみステーションからの金属類の持ち去りなどの場合にも活用していただき問題はありせんから、ぜひ各町内会で御検討いただければと考えております。

また、昨年度購入の2台に加えて、今年度はコンパクトタイプ1台をまずは追加購入する予定でありますので、設置場所の状況に応じて御活用をいただければと考えております。

なお、金属類につきましては、町の委託業者が収集運搬を行って、それを破砕など中間処理後、委託業者が今度は自由処分として売却等をされておりますが、金属類の中でも価値の高い高品位家電と呼ばれる、いわゆる携帯電話やゲーム機などにおいては昨年7月から役場の回収ボックスの設置を始めました。それで、現在はセキュリティーの問題等を考えて1カ所としておりましたが、回収実績などを検証して、今後これを増設していくことも考えて進めていきたいと思っております。

また、盲点のある場所、いわゆる暗がりなどや通学路等に防犯カメラの設置をしてはどうかという御質問がありましたが、町の防犯カメラというのは、公共施設内の人目から死角になりやすい場所における犯罪の抑止や施設等に対するいたづら防止や、あるいは廃棄物の不法投棄の抑止等を目的として設置をしております。御質問の、路上等における防犯対策としては、これは御承知のとおり町内の道路にはおおむね80メートル間隔の街路灯を設置して、路上を明るくすることで防犯対策を講じようとして取り組んできたところでもありますので、この対策は防犯上ある一定の効果があるものと考えております。

また、現在子ども110番の家や、あるいは児童・生徒の登下校時の見守り隊に代表されるような、地域の皆さんの活動によって子供の安全の確保にも地域ぐるみで御協力いただいているところでもありますので、路上における防犯対策は、現時点では防犯カメラを設置することよりも、今までの取り組みを推進して防犯対策に努めていきたいと考えておりますが、今、質問の中でいろいろな視点に関しても御指摘をいただきましたので、そのことも一回念頭に置いて、これからのまた対策の中で進めていきたいとは考えております。

また、ドローンの規制についての御質問で、笠松町内でこのドローンの使用状況についての御質問であります。

この小型無人機のドローンにはさまざまな活用用途があり、その一つは、地上から操縦をして手軽に上空からの写真撮影ができるということでもあります。笠松町でも、御承知のように笠松中学校の体育館や、サイクリングロードの完成時、川まつりの花火など専門家にそういうものを依頼して撮影することで、ふだんでは見ることのできない大変貴重な鳥瞰写真としてこれをPRなどに利用させていただいております。

なお、笠松町内の公園や公共施設での一般的な使用の実態は把握しておりませんが、このドローンについての苦情や問い合わせ等は現在までは聞いておりません。

そして、今後の対応はどうするのかという御質問であります。このドローンの規制については、飛行のルールづくりが必要との声も高まっておりますので、政府においてこのことは法整備や運用の見直しなどが今検討をされております。その中で、各自治体においては、確かに都市公園の規制を進めておったり、条例によって使用を禁止する対応をとる自治体も出てまいりましたが、笠松町の今後の対応としては、有効活用を阻むような規制まではできないと考えておりますので、安全性の確保が認められれば使用を許可する考えであります。また、この都市公園においては、私どもの条例によって公園の利用及び管理に支障のある行為を禁止しておりますので、届け出許可を受けるよう看板等で使用の注意を促していきたいと考えております。

最後に、LEDの防犯灯への取りかえについての御質問であります。

この取りかえ作業の開始は、器具の納入時期にもよりますが、本格的には私どもは7月から笠松、松枝、下羽栗の各地域で作業を進めていく予定であります。また、御質問のとおり、取りかえ作業が早く進めば、その分電気料金の削減にもつながりますので、できるだけ早く効率よく作業ができるよう業者と打ち合わせをし、年内もしくは1月ごろの完了を目指して進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（船橋義明君） 総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） 事業の成果として、住宅を新築された方、新築住宅を購入された方の実績及び県別と年齢層についてはどうなっているかとの御質問について、まず最初に、年ごとの新築住宅件数についてお話をさせていただきます。

平成21年81件、平成22年88件、平成23年104件、平成24年94件、平成25年88件、平成26年114件で、平成26年は消費税増税の影響もあって件数が伸びております。

県別と年齢層については、家屋調査の際にアンケートをとり出しましたのが平成25年からです。平成25年と26年の2カ年についてお答えをいたします。

平成25年は、新築件数88件のうち、県外からの転入は11件。内訳は、愛知県からが8件、三重県、静岡県、石川県からが各1件で、県内からが24件、合計35件の転入がありました。平成26年は、新築件数114件のうち、県外からの転入は12件で、いずれも愛知県からの転入で、県内からが47件、合計59件の転入がありました。

次に、所有者の年齢層ですが、平成25年は、20代以下が8件、30代41件、40代29件、50代6件、60代2件、70代以上が2件となっております。平成26年度は、20代以下が16件、30代48件、40代25件、50代9件、60代12件、70代以上が4件となっております。

もう1点、制度を利用して定住していただくためPR活動はどのように行われているかとの御質問についてですが、制度のPR活動としましては、制度のPR用のパンフレットを作成し、住宅購入を検討されている方が訪れると予想される近隣の住宅展示場のモデルハウスを訪問してパンフレットの設置をしていただくようお願いしております。また、各種イ

メントにおいてパンフレットを配布したり、町内の主な施設の窓口にパンフレットを設置しているところでもあります。このほか、町ホームページのトップページに定住促進助成のバナーを設置し、検索しやすい環境を整え、制度のPRを行っているところでもあります。

なお、町の広報紙では、制度周知の特集ページを過去2回掲載しております。今後も、より効果的な制度のPRに努めてまいりたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。

それでは、定住促進についてお尋ねをいたします。

なかなか成果が上がっているように思われますが、やっぱり30代、40代ということで、本当に子育てのさなかということで、乳幼児医療とか道德のまち、子育て支援だとか、そういういろんなものがやはり皆様に認知され、本当に助成金だけでなく、こういうものがあるということで、定住されると思います。

しかし、これからもこのままでいくのか、またより一層もう少し一歩進んだ方法でこういう定住促進事業をやられるのか。よそでは、いろいろすごくわかりやすいいろんなことがあるんですが、このままこれを変えずにやるのか、その辺のところをちょっともう一回お願いしたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほどもお答えしたように、私どもも今のようなアンケート調査やパブリックコメントでいろいろ皆さんの意見も聞いて伺っていますから、そういうことを参考にし、新たな施策があれば打ち出していきたいと同時に、アンケートの結果の中で本当に一番わかったのは、やはり暮らしやすいまちだからということで選んでいただいたという理由や、あるいはその中で勤務地や学校に通いやすいという地理的に優位な地域にあったことが多くの理由として上げられてもりましたから、そういう方々がやはりもっともここへ来て、定住していただけるような環境づくりがやっぱり大事なあとと思っていますので、そういうことに関しては今後ともアンケート調査や、パブリックコメントの御意見などを伺って、施策として新たに生み出していけるものはやっていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。

本当にいい事業をしていただいておりますが、今、Uターン現象、Gターンとかいろいろありますが、Iターンとか、学生が卒業したらまた地方へ帰ってきてほしいというような施策をしておる市町村もあるんですね。

それで、今せっかく30代、40代の人に来ていただいて、子供がまだ小さいかなあと感じていますし、今現在お年寄りも笠松みなと公園とか運動公園とか、そういういろんな遊び場所がお年寄りにはできたからいいと。そして今度は三、四十代の子供はまだ小さいですね、そうすると、そういう子に対してはいろんな行事やいろんなことを今子供のためにやっておりますが、今度また遊具もできますし、いろんな子育てのほうもやっています。小学校高学年、中学生になりますと、今笠松へ来てじゃあ何を対象に考えるのかということ、今のところ高学年から中学生まで来てもらっても、笠松町内で本当に何か、野外活動とかいろんな勉強をしてもらうところが僕はないと思うんですね。

それで私の提案ですが、これからは、町長もちよこちよこ言ってみえますが、高学年から中学生までは、子供科学館というようなものを、とにかくうちから出て遊べる、人が集まって遊べる場所、タッチパネルでできるような、そういう子供科学館的なものが笠松町に今現在ありませんので、そういうものを備えて定住促進のほうへ目玉としてやると本当に子供の教育にはいいかなあとということで、笠松へ集まっていたいただけると。それから、こういうところへ本当に来てもらおうと思うと、愛知県の名古屋市の給料のいい方が笠松へ住んでもらってそこから通ってもらうと、納税とかそういういろんなものでまた違ってきますが、そういう人のための子供科学館とか、それから文化・教育を進めてもっと上げていただければ、本当にもっともったいい町、そしてまた文化がまたそこから生まれると思いますので、そういうところもこれから方針を多少進めていただいてやっていただければありがたいと思います。

それから、歴史未来館がせっかくできたんですから、あそこへやっぱり目玉のものをちよこちよこやっていただいて、例えばJAXAのはやぶさと呼んできて1カ月とか長期で展示してもらえれば、そこはやはりそういうファンが全国から集まりますし、ああ笠松はこういう町か、こういうふうですということ、また本町でもにぎわいも違ってくると思います。そういうような目玉のものを、ある程度全国的な有名なものを一つ展示していただいたり何かしてやってもらうと促進にもつながると思いますので、その辺のところもお願いしたいと思います。

その辺のところは、町長、子供科学館とか、どんなような考えでおられますか。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、岡田議員さんが言われたようなそういう構想というのは、それはすばらしいことだと思いますし、そういうことがあればこしたことはないと思いますが、ただ、私どものような一つの自治体にそういうようなものが本当に必要で、あるいはそれを運営できるかといえば、なかなか難しい部分があると思います。

僕が今思っているのは、そういう意味で歴史未来館という未来館の部分をいろいろ活用することが一つでありますし、子供たちがやっぱりもっともっと科学や理科に興味を持っていただくためにも、今やりたいのは、僕はそういう大がかりな科学館ではなくて、継続できるような

ことで考えている、産官学が一緒になったような教室、いわゆるサテライトキャンパスのような一つの集まりをつくれれば、たまたまここにある岐阜工業の学生が、小・中学校から保育園の間まで集まってきた中で一緒になって科学や、あるいは飛行機のことについてもお互いに楽しみながら勉強できる、そういう雰囲気のカンパスというのは僕はこの町にしかできない一つの大きな目玉になると思いますから、産官学が共同した中でのサテライトキャンパスを立ち上げることをやっていきたいと思っています。

その一つにやっぱり未来館が役立つ部分があると思いますので、今言われたような、衛星やいろんなことをやっている、そういう部分での方を招いてやることもそれは単発にはできるんですが、やはりこの町として継続できるような、教育にも利用できるような、そういうサテライトキャンパスというのは、科学館以上に我々が今手が届く大きな事業ではないかと思っていますので、そういうことも御理解いただいて進めていければなあと思っています。そういう考え方をこれから私はこの町で根差していけばいいかなあと思っているのが現状であります。

〔7番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。

ぜひそういう方向で行っていただければありがたいと思いますし、子供もやっぱり定住していて楽しかったなあ、楽しみができたなあというふうに思われますので、ぜひその辺のところを力を入れてやっていただきたいと思います。

笠松と違うんですが、ちょっと例を挙げます。下呂市はUターンの就職者、下呂市出身でこちらの町へ帰って、ここで就職するというようなUターン就職者をすごく優遇しています。それから、例えば家を買わなくても、その会社に入れば家賃の上限1万円を補助するとか、そういういろんな方法をとってUターン事業を定住者のためにやっているということが調べてわかりました。新築だけじゃなくしてアパートに住んだ方の補助ということで、毎月1万円で36カ月、3年間を保証しようという方法もやっております。

静岡県伊豆市でも、30代、40代の若者世帯の満40歳以下、夫婦ですが、そういう世帯でも例えば土地を買って建物を建てれば100万円出しますよとか。それから、住宅のみを購入した場合は50万出しますよとか、そういういろんな、あちらこちらを見出すと本当に笠松でも何か次、よそもやっているから、じゃあひとつ一歩前へ出ようか、また一歩前へ出ようかということで、いろいろな方法をとって定住促進事業を行っておりますので、ぜひこの辺のところも勉強していただいて、これから進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2番ですが、透水性ですね。今、町長が言われましたように、駐車場のいろんなところで透水性が施工されております。ただ、ちょっと残念だったのが、本庁舎の前の駐車場がちょっと残念だなあと思ったんですが、それはそれとして。

透水性というのは、昔、やはり普通のあぜ道から水が流れて、田んぼへ流れ、それから川へ流れたので、それが今はもうアスファルトですから、いきなり全部流れちゃう、山のほうから下ってきて。そうすると、全然水はけするところがないということで小学校の下へ貯水池をつくったり何かしておるわけですが、そういう費用というものは、これからますますゲリラ豪雨がふえますと、土地とかそういうものは購入が難しくなると思います。だから、その前にやはり透水性をやっていけばある程度それは防げるじゃないかと思っていますので、本当にできるだけ、今駐車場をなくしても、普通の狭い歩道、車がそう通らない普通の歩道ですが、そういうところもぜひ透水性のほうへ考えていただいて、施工費が2倍ですから、今まで100メートルやるのが、いや、ことは50メートルにしましょうとか、そういうふうでもいいですから、やはり住んでよかったというような町にしてほしいという願いがあってこの問題をつくったわけですので、ぜひその辺のちょっと考えをお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） その問題も含めて考えなきゃならないかもしれませんが、総務大臣から、27年、28年の2カ年にわたって、笠松町にある全ての公共施設、いわゆる建物だけではなくて、道路も橋梁も全部含めて、私どもが全ての公共施設の見直しをして、それを維持管理できる計画をつくるような通達がありますから、これからしっかりそういうことを対応してまいります。何せそれにはやっぱり中・長期的な計画になると思います。

そのためには、やはり道路の透水性・浸水性の町道の全ての道路を今のように直すということであれば、じゃあ財政的にはどれぐらいかかって、どうなるかということも考えなきゃなりません。それで、道路にそういうことをしなきゃいかんのか、あるいは道路を舗装することによってもっと側溝までいろんなことを改良すべきなのか、全ての計画をみんな見直すときが、この2年間という時間を与えられていますから、それを見直しの中で進んでいくことだと思います。

決して否定することではありませんが、いろんな財政的な意味から考えて、今の2倍、3倍の施工費がかかる問題を笠松町の町道全てに対応するということは、これはやっぱりなかなか難しいことであると思います。それ以上に、施工する以前にもっと道路をきれいにしてほしいというのがいっぱいありますから、そういうことも含めた総合計画をこの2年間のうちに立てていきたいと思っています。今言われたことに関して、やはり一つの方法でもあり、対応すべきところがあるのかも含めた計画立案になってくるんじゃないかと思っています。

〔7番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ぜひ前向きに検討していただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

時間がないものですから、次、防犯カメラについてですが、大型・金物ごみの場合、例えば、その集積所に置いたものは、これはもうその時点でそれはどうなるか、町のものになるんですか、それともそれは全然一般の人で誰が置いて、誰が持っていてもいいということですか。例えば松枝公民館の場合ですと、そういう中へ大型ごみ、自転車とか金物、いろいろアルミとかそういうものを置きますが、それですと持っていかれますが、それはどんな状況ですか、それは違反じゃないんですか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（船橋義明君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

一度住民の方が所有権を放棄して集積所に出されたということで、それは町にそういった処分を委託されたという認識で現在事業を進めさせていただいておるところでございます。以上でございます。

〔「犯罪にならんの、注意できんの」の声あり〕

そういった行為を取り締まる際には、条例等を制定して規定を設けて取り締まる必要があるということで、現状におきましては、先ほど答弁をさせていただいたような認識でおることでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） いやいや、これね、1回僕はけんかをやったんですよ、公民館で。そうしたらもうすごいけんかになって、持っていく持っていかんということでけんかし、そこへ置いたものは、町が責任を持ってやるんだから、それは持っていったらだめだよと言ったんですが、そういうふうだったら、もう注意も何もしなくてもそのまま、はい、どうぞ持って行ってくださいと黙って見ておればいいわけかな。朝もう6時前から来て回っているんですよ。

だから、せっかく頼んだ内田商会のところへ行くのはほとんど金目のものはない。その辺ちょっとお答え願います。

○議長（船橋義明君） 広江町長。

○町長（広江正明君） そこは、本当に大変微妙な問題なんです。岡田さんのところだけではなくて、各地区でやっぱり同じような思いになってみえる方も見えると思います。

だけど、今申し上げたように、それをきちっと取り締まりができるのは、やはり条例をつかって、そういう廃棄物に対するものをきちっと決めることによって、それは措置することができるようになるかもしれません。そういう地域もあるようでありますから、大変難しいんですが、一度そういうことも検討をさせていただいて、皆さんが了解いただけるような、そういう流れだけはいつくりたいと思っていますので、一回ちょっと時間をいただいて検討させていただきたいと思っています。

[7 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） じゃあ、よろしくお願いします。

ドローンについてですが、実績をお聞きしたところ、サイクリングロードを撮って、いろんな動画をつくったり、花火大会とか中学校の体育館とかいろいろそれをしておるわけですが、例えば許可制にしないと、何人かが同じように自由に飛ばせれば、1人や2人だったらいいんですよ、これから普及し、10人、15人が同じようなことで飛ばしていれば、どうしても人を映したいということで、どうしてもそこへ集まりますね。そうしたら事故が起きるという可能性があるので、それはどのような規制をされるのか、許可制にするとか、なしにするのか、ちょっとその辺のところをわかる方、お願いします。

○議長（船橋義明君） 那波建設部長。

○建設水道部長（那波哲也君） お答えします。

公園の場合は、一応はこういう条例がありますので、それに照らし合わせて、多分実際書類として申請して許可するという形ではなくて、電話等で、飛ばしたいんですけどという話があれば、それに対して許可し、あと、勝手に飛ばさないよう看板等で周知したい。今一応注意事項とかの看板は立ててあるんですがドローンとは書いていないので、その辺に1つまた別個にドローンというのが入るような看板を立てたい、公園の場合はそういう形でおります。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ドローン禁止という看板を、例えばみなと公園とか運動公園へ立てるといふことですので、例えばじゃあ花火大会とかそういうものは、はっきり言って業者しかだめなんですね。

○議長（船橋義明君） 奥村総務部長。

○総務部長兼技監（奥村智彦君） この間のサイクリングロードの開通の際にもドローンに類似のもので航空写真とかで利用させていただいておりますので、ドローン自体は禁止にはしなくて、許可制度というような考えで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[7 番議員挙手]

○議長（船橋義明君） 岡田議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（船橋義明君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3 時05分